

[講 演]

「劇場法および指針について」
～劇場、音楽堂等の活性化に向けて～

文化庁文化部芸術課
企画調査係 中村 義勝氏

今回、「劇場法および指針について」という題目でお話しさせていただくにあたり、まず皆さまにお伝えしたいこととお話しさせていただきます。

従来、劇場、音楽堂等に特化した法令はございませんでした。劇場、音楽堂等の活性化に関する国の方向性が必ずしも明確でないまま施策が進められてまいりましたが、このたび、この法律と指針が定められ、国の方向性が明らかになりました。今回の機会に、地域で活動している皆様方にも法律・指針を知っていただき、地域の文化を一層盛り上げて頂ければと願っております。

また、法律・指針が定められたことにより、これまで文化庁が行なってきた劇場、音楽堂等向けの事業もこれに沿った形で組み直されました。したがって、法律・指針を知っていたことは、補助や助成を受けられるときにも参考になるのではないかと思います。

さらに、例えば劇場、音楽堂等の運営者の皆様が、市町村などの設置者と話をされるとき、「このような法律・指針ができ、国もこのように方針を示しているので、この方向で進んでいきましょう」というような話の糸口になるのではないかと思います。

本日の話が劇場、音楽堂等を設置・運営される皆様の参考になれば幸いです。

(これより当日のレジュメを掲載することで講演内要といたします。実際の講演状況をご希望の方は当日の講演 CD に収録してありますので、文化ボランティアとびうめの会迄お問い合わせ下さい。)